

令和7年4月

関係事業場 殿

一般社団法人日本ボイラ協会千葉支部

## 「ボイラー取扱業務従事者安全衛生教育」開催について

### 【事業者遵守事項】

#### 『安全衛生教育に関する指針』

##### I 趣 旨

ボイラー取扱業務(労働安全衛生法施行令第20条第3号の業務)従事者の労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づき、事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ、事業場における安全を図るため、危険有害業務従事者に対する安全教育を実施するにあたり、事業者に代わり当千葉支部が行う安全教育です。

##### II 対象者

- 1) ボイラー取扱業務従事者(労働安全衛生法施行令第20条第3号の業務)
- 2) 一定期間5年ごとの安全衛生教育(定期教育)受講対象者(教育指針通達)

##### III 教育の内容

- 1) 労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項

##### IV 推進体制の整備等

1) 教育の実施者は事業者であるが、事業者が自らが行うほか、安全衛生団体の一般社団法人日本ボイラ協会等に委託して実施できるものとする。

安全衛生教育の実施に当たって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

- 2) 事業者は、実施した安全衛生教育の記録を個人別に保存するものとする。

##### V 修了証の交付

教育の修了者には修了証を交付します。

なお、遅刻、早退、欠席、中途退席、されると修了証は交付されません。

※ 本教育指針をご理解いただき、受講について特段のご配慮を賜りたく、ご案内申し上げます。

※ 優良ボイラー技士等表彰は、過去5年以内に本教育、「ボイラー取扱作業主任者能力向上教育」、「ボイラー水管理技術講習」、「ボイラーシステムの省エネ技術講習」のいずれかを修了している者であることが条件となっておりますので、申し添えます。

### 教 育 要 約

1. 日 時 令和7年6月10日(火) 9時00分～17時00分

2. 会 場 千葉県経営者会館  
千葉市中央区千葉港 4-3  
( ★ JR京葉線「千葉みなと」駅 下車 徒歩10分  
★ 千葉都市モノレール「市役所前」駅 下車 徒歩 5分 )

3. 受講対象者 ボイラー取扱業務従事者

4. 科目および担当講師

| 月 日          | 時 間         | 科 目 (範囲)                                       | 支 部 講 師      |
|--------------|-------------|--|--------------|
| 6月10日<br>(火) | 9:00～11:00  | 最近のボイラーの特徴                                     | 千葉検査事務所 山口 彰 |
|              |             | (1)ボイラーの構造上の特徴<br>(2)制御方式の特徴                   |              |
|              | 11:00～12:00 | ボイラーの取扱いと保守                                    |              |
|              |             | (1)水管理<br>(2)燃料と燃焼管理                           |              |
|              | 12:00～13:00 | 昼 食 休 憇  |              |
|              | 13:00～16:00 | (3)取扱い方法と点検・整備                                 | 午前に同じ        |
|              | 16:00～17:00 | 災害事例及び関係法令                                     | 千葉検査事務所 山口 彰 |
|              |             | (1)災害事例とその防止対策<br>(2)労働安全衛生法令のうち<br>ボイラーに関する条項 |              |

5. 受講料とテキスト代

|  |  |                  |
|--|--|------------------|
| 1)受講料  | 会 員 11,000 円 (受講料 10,000円+消費税)<br>会 員 外 13,200 円 (受講料 12,000円+消費税) | 基本受講費用           |
| 2)テキスト料<br><br>「最近のボイラーとその取扱い」<br>＜平成30年 5月 改訂第8版＞   | 1,980円 (本体1,800円+消費税)  | 会 員<br>計12, 980円 |
| ※テキストをお持ちの方は、不要のテキスト代金を差し引いた金額となります。<br>※受付後、取り消しの申し出がありましても、受講費用等はお返しいたしかねますので、<br>ご了承願います。 |  | 会員外<br>計15, 180円 |

6. 申込要領等

|      |  |   |
|------|--|---|
| 申込方法 | 1)窓口<br><br>2)現金書留<br><br>3)郵便局振込<br><br>4)他の金融機関から振込の場合<br><br>ATM振込  | 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、窓口業務は中止致します。<br><br>申込書に必要事項を記載し、受講費用を添え現金書留にて送付して下さい。<br><br>(1)郵便局備付けの「払込取扱票」により、受講費用合計金額を振り込んで下さい。<br>「払込取扱票」通信欄には「ボイラー安全衛生教育」と記載して下さい。<br>振込先：ゆうちょ銀行 口座番号 00150-2-781800<br>加入者名 一般社団法人 日本ボイラ協会千葉支部<br>(2)「振替払込請求書兼受領証」の写しを申込書に貼付し、FAXまたは郵送して下さい。<br><br>(1)次の口座に受講費用合計金額を振込んで下さい。<br>振込先：ゆうちょ銀行 店名 ○一九支店 (ゼロイチキュウ支店)<br>当座：口座番号 0781800<br>加入者名：一般社団法人 日本ボイラ協会千葉支部<br>(2)「ご利用明細書」の写しを申込書に貼付し、FAXまたは郵送して下さい。<br><br>「ご利用明細書」の写しを申込書に貼付し郵送して下さい。 |
| 申込先  | 〒260-0031 千葉市中央区新千葉 3-2-1 新千葉プラザ 308号<br>一般社団法人 日本ボイラ協会千葉支部  | TEL 043-246-4753<br>FAX 043-246-4754  |
| 締切   | 令和7年5月27日(火)   | 定員になり次第、締切りとさせていただきます。  |
| 連絡事項 | 1)申込書により、修了証を作成しますので、氏名は楷書で記入してください。<br>2)講習会場の駐車場はありません。<br>3)昼食は、各自で用意して下さい。<br>4)受講時は、マスク着用(個人の判断)でお願い致します。<br>5)日本ボイラ協会千葉支部のホームページにて、講習会案内、申込書はダウンロード出来ます。 |   |